

上板町地域防災計画

資料編

上板町防災会議

目 次

1	町防災会議等に関する資料.....	1-1
1-1	上板町災害対策本部条例.....	1-2
1-2	上板町防災会議条例.....	1-3
2	気象等に関する資料.....	2-1
2-1	震度階級と参考資料.....	2-2
3	災害危険区域等に関する資料.....	3-1
3-1	地すべり防止区域、地すべり危険箇所一覧.....	3-2
3-2	急傾斜地崩壊危険区域一覧.....	3-2
3-3	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	3-2
3-4	急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準.....	3-4
3-5	土石流危険渓流一覧.....	3-5
3-6	土石流対策雨量基準.....	3-6
3-7	砂防指定地域一覧.....	3-7
3-8	山地に起因する災害危険箇所一覧.....	3-8
3-9	水防危険箇所一覧.....	3-10
3-10	地震時に緊急点検するため池一覧.....	3-11
3-11	保安林配備一覧.....	3-11
3-12	土砂災害（特別）警戒区域一覧.....	3-12
4	防災資機材等に関する資料.....	4-1
4-1	主な食料・資機材等の備蓄状況.....	4-2
4-2	消防機械配置状況一覧.....	4-3
5	医療・防疫に関する資料.....	5-1
5-1	救急病院等一覧.....	5-2
5-2	医療救護所の設置場所一覧.....	5-5
5-3	特定施設に係る医療機関一覧表.....	5-6
5-4	難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧.....	5-8
5-5	災害廃棄物の仮置き場一覧.....	5-9
6	要配慮者支援対策に関する資料.....	6-1
6-1	上板町避難行動要支援者登録制度実施要綱.....	6-2
6-2	上板町災害時要援護者支援対策に関する覚書.....	6-5
6-3	要配慮者利用施設一覧.....	6-7
7	避難所に関する資料.....	7-1
7-1	避難場所・避難所一覧.....	7-2
7-2	避難者リスト作成要領（様式）.....	7-5
8	交通に関する資料.....	8-1
8-1	交通途絶予想箇所.....	8-2
8-2	荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）.....	8-2
8-3	優先的に県に啓開を要請する輸送路（重要区間）.....	8-3
9	自衛隊に関する資料.....	9-1
9-1	災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧.....	9-2
10	広域応援等に関する資料.....	10-1
10-1	災害時における協定一覧.....	10-2

11	災害救助に関する資料	11-1
11-1	災害救助法の適用基準.....	11-2
11-2	令和5年度災害救助基準.....	11-3

1 町防災会議等に関する資料

1-1 上板町災害対策本部条例

上板町災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 23 日

条例第 118 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、上板町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 上板町防災会議条例

上板町災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 23 日

条例第 119 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、上板町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上板町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 上板町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 気象等に関する資料

2-1 震度階級と参考資料

(気象庁震度階級関連解説表)

■ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災等が発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 災害危険区域等に関する資料

3-1 地すべり防止区域、地すべり危険箇所一覧

令和4年3月31日現在

No.	防止区域名	所在地			告示 年月日	告示 番号	面積 (ha)
		郡・市	町・村	字			
324	畑	板野郡	上板町	神宅	S38.02.18	229	45.80
		東部県土整備局<吉野川> 1箇所					45.80

3-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧

令和4年3月31日現在

No.	防止区域名	所在地		告示 年月日	告示 番号	面積 (ha)	
		郡・市	町・村			水平面積	斜面積
182	山崎	板野郡	上板町	S53.03.17	222	2.52	3.23
		東部県土整備局<吉野川> 1箇所				2.52	3.23

3-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

定義 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が 5 戸以上（5 戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が 1～4 戸ある箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

令和2年11月1日現在

箇所 番号	斜面 区域	箇所名	所在地			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名
						警戒区域		特別警戒区域		
			町・村	字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号	
I-789	自然斜面	山崎	上板町	西分	山崎	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
I-790	自然斜面	青谷(1)	上板町	引野	青谷	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
計		2箇所								

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

令和2年11月1日現在

箇所 番号	斜面 区域	箇所名	所在地			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名
						警戒区域		特別警戒区域		
			町・ 村	字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号	
Ⅱ-4199	自然斜面	山崎(1)	上板町	西分	山崎	H25.11.8	679	H25.11.8	680	
Ⅱ-3744	自然斜面	山崎(2)	上板町	西分	山崎	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3745	自然斜面	山崎(3)	上板町	西分	山崎	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3746	自然斜面	祝谷(1)	上板町	西分	祝谷	—	—	—	—	
Ⅱ-3747	自然斜面	東山(1)	上板町	神宅	東山					
Ⅱ-3748	自然斜面	東山(2)	上板町	神宅	東山					
Ⅱ-3749	自然斜面	大谷(1)	上板町	神宅	大谷	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3750	自然斜面	山田(1)	上板町	神宅	山田	—	—	—	—	
Ⅱ-3751	自然斜面	大山(1)	上板町	神宅	大山	H21.08.21	520	H21.08.21	524	
Ⅱ-3752	自然斜面	大山(2)	上板町	神宅	大山					
Ⅱ-3753	自然斜面	寺屋敷(1)	上板町	神宅	寺屋敷	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3754	自然斜面	石橋(1)	上板町	泉谷	石橋	H22.06.17	362	H22.06.17	364	寺ノ下(1)
Ⅱ-3755	自然斜面	浦田(1)	上板町	泉谷	浦田	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3756	自然斜面	上下段(1)	上板町	泉谷	上下段	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3757	自然斜面	瀧ヶ山(1)	上板町	泉谷	瀧ヶ山	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3758	自然斜面	カニハ(1)	上板町	泉谷	カニハ	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3759	自然斜面	鷹谷(1)	上板町	引野	鷹谷	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3760	自然斜面	宮ヶ谷(1)	上板町	引野	宮ヶ谷	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3761	自然斜面	宮ヶ谷(2)	上板町	引野	宮ヶ谷	H22.06.17	362	—	—	

II-7752	人口斜面	祝山(1)	上板町	西分	祝山	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
計		20箇所								

3-4 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmをこえたとき	当日の日雨量が80mmをこえたとき	当日の日雨量が100mmをこえたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪・融雪ならびに地震・地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

3-5 土石流危険渓流一覧

定義 土石流危険渓流Ⅰ：土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ：土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流

(1) 土石流危険渓流Ⅰ

令和2年11月1日現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名
				町・村	字	渓流 長 km	流域 面積 km ²	警戒区域		特別警戒区域		
								指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
405-I-001	吉野川	宮川内谷川	関堀谷川	上板町	関堀	0.60	0.11	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-I-002	吉野川	宮川内谷川	関堀谷川	上板町	関堀	0.72	0.13	H22.06.17	362	H22.06.17	364	関堀谷川支流
405-I-003	吉野川	宮川内谷川	前坂口谷川	上板町	天神前	0.45	0.16	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-I-004	吉野川	宮川内谷川	庚申谷川	上板町	出口	0.57	0.09	—	—	—	—	
405-I-005	吉野川	宮川内谷川	鷹ヶ谷川	上板町	泉谷	0.60	0.09	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-I-006	吉野川	宮川内谷川	(鷹谷北谷)	上板町	泉谷	0.52	0.05	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-I-007	吉野川	宮川内谷川	馬木谷川	上板町	北	1.10	0.47	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-I-008	吉野川	宮川内谷川	台山谷川	上板町	神宮寺	0.27	0.06	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-I-009	吉野川	宮川内谷川	小谷川	上板町	神宮寺	0.75	0.35	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-I-010	吉野川	宮川内谷川	宮ヶ谷川	上板町	神宅	2.27	1.76	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-I-011	吉野川	宮川内谷川	大山谷川	上板町	神宅	2.30	1.88	H22.06.17	362	—	—	
405-I-012	吉野川	宮川内谷川	大谷川	上板町	大谷	1.55	0.80	H22.06.17	362	—	—	
計	12箇所											

(2) 土石流危険溪流Ⅱ

令和2年11月1日現在

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名
								警戒区域		特別警戒区域		
				町・村	字	溪流 長 km	流域 面積 km ²	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
405-Ⅱ-001	吉野川	宮川内谷川	前坂口谷川	上板町	天神前	0.20	0.04	H22.06.17	362	—	—	前坂口谷川支流
405-Ⅱ-002	吉野川	宮川内谷川	(引野谷)	上板町	西地	0.30	0.05	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-Ⅱ-003	吉野川	宮川内谷川	二股谷川	上板町	神宅	0.90	0.28	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
405-Ⅱ-004	吉野川	宮川内谷川	(祝谷小谷)	上板町	祝谷	0.17	0.02	H22.06.17	362	—	—	
計		4箇所										

3-6 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm 以上	300mm 以上
日量	150mm 以上	200mm 以上
6時間雨量	120mm 以上	180mm 以上
4時間雨量	100mm 以上	150mm 以上
2時間雨量	70mm 以上	100mm 以上
1時間雨量	50mm 以上	60mm 以上

3-7 砂防指定地域一覽

令和2年11月1日現在

番号	所在地	水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)
1	上板町	吉野川	宮川内谷	宮川内谷	T13.5.9	213	1.4400
2	上板町	吉野川	宮川内谷	泉谷	T13.5.9	213	27.9800
3	上板町	吉野川	宮川内谷	宮川内谷	T14.4.7	67	0.8500
4	上板町	吉野川	宮川内谷	大山谷	T14.4.7	67	15.1700
5	上板町	吉野川	宮川内谷	泉谷	S4.7.2	217	5.0900
6	上板町	吉野川	宮川内谷	大山谷	S8.4.14	105	10.0000
7	上板町	吉野川	泉谷	宮ヶ谷	S17.3.11	144	97.3200
8	上板町	吉野川	宮川内谷	大山谷	S18.6.8	452	10.7300
9	上板町	吉野川	宮川内谷	泉谷	S22.11.28	360	8.3100
10	上板町	吉野川	宮川内谷	盗人谷	S22.11.28	360	2.0100
11	上板町	吉野川	宮川内谷川	庚申谷	S27.8.8	1112	3.6700
12	上板町	吉野川	宮川内谷川	鷹谷	S27.8.8	1112	2.8700
13	上板町	吉野川	宮川内谷	泉谷	S30.6.3	1335	3.5100
14	上板町	吉野川	泉谷	宮ヶ谷	S35.8.29	1830	5.9800
15	上板町	吉野川	宮川内谷	大山谷	S38.2.23	271	3.2600
16	上板町	吉野川	泉谷	宮ヶ谷及び小谷	S43.2.10	154	14.3200
17	上板町	吉野川	大谷川	祝谷	S44.1.16	20	3.6000
18	上板町	吉野川	泉谷	車谷	S48.8.2	1676	1.8000
19	上板町	吉野川	大谷川	大平谷	S48.8.2	1676	1.7000
20	上板町	吉野川	庚申谷	前坂口谷	S49.4.22	613	4.0000
21	上板町	吉野川	大山谷	二股谷	S51.2.18	155	4.5000
22	上板町	吉野川	泉谷	馬木谷	S53.7.19	1201	0.7200
23	上板町	吉野川	宮川内谷川	大谷	S56.4.30	959	2.4000
24	上板町	吉野川	泉谷	馬木谷及び同右支川	S62.10.26	1838	1.9800
25	上板町	吉野川	宮川内谷川	鷹谷	H2.1.31	120	0.9200
26	上板町	吉野川	宮川内谷川	大谷	II17.9.5	981	2.5624
27	上板町	吉野川	宮川内谷川	大谷	H18.9.27	1141	0.5520
28	上板町	吉野川	宮川内谷川	大谷	H19.4.25	507	2.6501
東部県土整備局<吉野川庁舎>				28箇所			239.8945

3-8 山地に起因する災害危険箇所一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

令和3年4月1日現在

番号	山腹崩壊危険地区名	所在地			面積 (ha)
		群・市	町・村	字	
1	上下段	板野郡	上板町	西縁口	11.00
2	西縁口	板野郡	上板町	西縁口	7.00
3	浦田	板野郡	上板町		31.00
4	滝ヶ山	板野郡	上板町	ウラヤマ	6.00
5	台山	板野郡	上板町	台山	2.00
6	空田	板野郡	上板町	イケノシリ	4.00
7	祝山	板野郡	上板町	ショウブタニ	6.00
8	祝谷	板野郡	上板町		9.00
計		8箇所			76.00

(2) 崩壊土砂流出危険地区

令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区名	所在地			面積 (ha)
		群・市	町・村	字	
1	安楽寺谷 1	板野郡	上板町	字安楽寺谷	0.30
2	安楽寺谷 2	板野郡	上板町	字安楽寺谷	0.54
3	安楽寺谷 3	板野郡	上板町	字安楽寺谷	0.27
4	宮ヶ谷	板野郡	上板町	字宮ヶ谷	0.60
5	西べり奥	板野郡	上板町	字野上	3.15
6	東縁	板野郡	上板町	字東縁	2.34
7	天狗谷	板野郡	上板町	字マガリヤマ	0.75
8	浦田	板野郡	上板町	字浦田	0.75
9	車谷	板野郡	上板町	字車谷	0.60
10	神宅	板野郡	上板町		1.62
11	盗人谷	板野郡	上板町	字坂口	4.08
12	猪野谷	板野郡	上板町	字坂口	0.60
13	菖蒲谷	板野郡	上板町	字菖蒲谷	1.50
14	山田	板野郡	上板町	字山田	2.40
15	大谷	板野郡	上板町	字大谷	2.52
16	祝山谷	板野郡	上板町	字祝山	0.15
計		16箇所			22.17

「山地災害危険箇所」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な箇所として把握しているものである。

位置については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム」内から閲覧可能である。

<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/sanchisaigai/>

3-9 水防危険箇所一覧

番号	河川名	左右岸	区分	担当水防管理団体の名称	重要水防区域					種別	対策 水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置		
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)			地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及び人数 (人)	避難場所	
14	吉野川	左	国	上板町	第十新田 佐藤塚 六條	2,658 1箇所	400 第十堰	273 887 (831) 558 540 (60)	(558)	堤体漏水 基盤漏水 洗掘 旧川跡 水衝・洗掘 工作物(堰)	月の輪工 " " 木流し工 シート張り工 現状監視 捨てブロック工 —	第十新田 佐藤塚 六條	443	994	第6分団 16	高志小学校 上板中学校 松島小学校	190 340 210
15	吉野川	左	国	上板町	高瀬	1箇所	高瀬橋			工作物(橋梁)	—	高瀬 高磯 六條	547 (223)	1,344 (551)	第3,6分団 36 (16)	高志小学校 上板中学校 松島小学校	(190) (340) (210)
16	吉野川	左	国	上板町	瀬部	600		600		水衝・洗掘	捨て ブロック工	瀬部	366	910	第3分団 20	高志小学校 上板中学校 松島小学校	(190) (340) (210)
17	旧吉野川	右	国	上板町	第十新田	200		200		越水	積土のう工	第十新田	(51)	(109)	第6分団 (16)	健祥会ハート	50
63	宮川内 谷川	左右	県	上板町	上板橋上 流100mか ら七条橋 まで	800		600		堤体漏水 水衝	月の輪工 摘土のう工 シート張り工 木流し工	七条 西分	369	910	第1,3,5 分団 56 (20)	松島小学校 上板中学校 神宅小学校	210 340 190
64	宮川内 谷川	左	県	上板町	上板町界 から松島 橋まで	300	300			堤体漏水	釜段工	門田	(18)	29	第4分団 20	松島小学校	(210)

※ () は重複人数、出典：令和5年度水防計画（徳島県）

3-10 地震時に緊急点検するため池一覧

令和4年3月末現在

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m ³)	受益地 (ha)	管理者名	関係 市町村	所管 事務所	備考
348	関堀池	上板町引野字 関堀	8.5	50.0	8,200	10.0	引野西部用 水組合	上板町	徳島	
349	新池	上板町引野字 宮ヶ谷	6.5	50.0	4,400	0.0	不明	上板町	徳島	
350	豊年池	上板町泉谷字 上下段 17-1	9.0	22.0	1,500	9.0	記念泉谷水 利組合	上板町	徳島	
351	宮ヶ谷池	上板町神宅字 宮ヶ谷 4 番地	13.0	33.0	8,800	12.0	神宮寺北岸 用水組合	上板町	徳島	
352	明神池	上板町引野字 宮ヶ谷	9.2	35.0	2,000	0.0	不明	上板町	徳島	
353	弥吾池	上板町神宅字 滝ヶ山 6-1、6- 2	5.7	110.0	8,900	1.5	上板町	上板町	徳島	
354	新池	上板町神宅字 祝谷	7.6	77.0	4,700	0.0	上板町	上板町	徳島	
355	願成谷池	上板町神宅字 山田 46-2	8.6	50.0	3,600	4.0	自然人	上板町	徳島	
356	大池	上板町神宅字 菖蒲谷 70	6.0	70.0	2,000	0.0	不明	上板町	徳島	
357	地獄池	泉谷字上下段 14-4	10.0	12.0	1,000	9.0	記念泉谷水 利組合	上板町	徳島	
計	10 箇所									

3-11 保安林配備一覧

令和2年11月1日現在

総合県民 局・東部 農林水産 局名	区分	保安林の 種類	水源かん養 保安林		土砂流出保安林 土砂崩壊防備保安		その他の 防災保安林		計	
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
東部 (徳島)	民有	上板町	14	204	38	418	—	—	52	622
	国(官)有	上板町	—	—	—	—	—	—	—	—

3-12 土砂災害（特別）警戒区域一覧

(1) 急傾斜地の崩壊

令和3年3月1日現在

危険箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
Ⅱ-3751	板野郡	上板町	神宅字大山	大山（1）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
Ⅱ-3749	板野郡	上板町	神宅字大谷	大谷（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3753	板野郡	上板町	神宅字寺屋敷	寺屋敷（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅰ-789	板野郡	上板町	西分字山崎	山崎	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3744	板野郡	上板町	西分字山崎	山崎（2）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3745	板野郡	上板町	西分字山崎	山崎（3）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-4199	板野郡	上板町	西分字山崎	山崎（1）※	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
Ⅱ-7752	板野郡	上板町	西分字祝山	祝山（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3754	板野郡	上板町	泉谷字寺ノ下	寺ノ下（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3755	板野郡	上板町	泉谷字浦田	浦田（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3756	板野郡	上板町	泉谷字上下段	上下段（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3757	板野郡	上板町	泉谷字瀧ヶ山	瀧ヶ山（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3758	板野郡	上板町	泉谷字カニハ	カニハ（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3759	板野郡	上板町	引野字鷲谷	鷲谷（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3760	板野郡	上板町	引野字宮ヶ谷	宮ヶ谷（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3761	板野郡	上板町	引野字宮ヶ谷	宮ヶ谷（2）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	—	—
Ⅰ-790	板野郡	上板町	引野字青谷	青谷（1）	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
Ⅱ-3752	板野郡	上板町	神宅字大山、日ノ谷口	日ノ谷口	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
Ⅲ-20	板野郡	上板町	神宅字大谷、西ノ岡	大谷（2）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	—	—
Ⅲ-21	板野郡	上板町	神宅字空田、坂口、菖蒲谷	坂口（1）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
Ⅲ-22	板野郡	上板町	神宅字坂口	坂口（2）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	—	—
Ⅲ-23	板野郡	上板町	神宅字横山ノ下、台山	横山ノ下（1）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
Ⅲ-24	板野郡	上板町	神宅字台山	台山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
Ⅲ-25	板野郡	上板町	泉谷字上下段、瀧ヶ山	上下段	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
Ⅲ-26	板野郡	上板町	泉谷字西地、西縁口	西地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
Ⅲ-27	板野郡	上板町	泉谷字寺ノ下、西縁口	西縁口	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
Ⅲ-28	板野郡	上板町	引野字宮ヶ谷、西光寺	宮ヶ谷（3）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
Ⅲ-29	板野郡	上板町	引野字山田原、安楽寺谷、宮ヶ谷	山田原	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

※は板野町と重複箇所

(2) 土石流

令和3年3月1日現在

危険箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年 月 日	番号	年 月 日	番号
405-Ⅱ-04	板野郡	上板町	神宅字祝谷	祝谷小谷	土石流	H22.6.17	362	—	—
405-Ⅰ-08	板野郡	上板町	神宅字横山ノ下	台山谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-09	板野郡	上板町	神宅字神宮寺	小谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-12	板野郡	上板町	神宅字大谷	大谷川	土石流	H22.6.17	362	—	—
405-Ⅱ-03	板野郡	上板町	神宅	二股谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-10	板野郡	上板町	神宅	宮ヶ谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-11	板野郡	上板町	神宅	大山谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅱ-02	板野郡	上板町	泉谷字西地	引野谷	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-05	板野郡	上板町	泉谷	鷹ヶ谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-06	板野郡	上板町	泉谷	鷹谷北谷	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-07	板野郡	上板町	泉谷字上下段	馬木谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-01	板野郡	上板町	引野字関堀	関堀谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-02	板野郡	上板町	引野字関堀	関堀谷川支流	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅰ-03	板野郡	上板町	引野字天神前	前坂口谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
405-Ⅱ-01	板野郡	上板町	引野字天神前	前坂口谷川支流	土石流	H22.6.17	362	—	—
407-Ⅰ-013	板野郡 阿波市	上板町 土成町	引野字安楽寺 高尾	安楽寺谷川	土石流	R1.12.20	595	R1.12.20	597

4 防災資機材等に関する資料

4-1 主な食料・資機材等の備蓄状況

避難所用（令和5年12月現在）

食料・飲料・資機材	数量	資機材	数量	資機材	数量
主食（アレルギー対応含む）	3,618	発電機（ガソリン式）	15	ファミリーテント	30
副食（アレルギー対応含む）	3,800	発電機（ガス式）	10	パーティーション	190
飲料用水（500ml）	9,437	バルーン照明	5	トイレ用テント	77
簡易ベッド	300	電気式トイレ	40	多目的ベッド	15
1人用パーティーション	100	簡易トイレ	37	段ボールベッド	25

水防用（令和5年12月現在）

資材区分	主対象区分	土のう袋	木くい	鉄くい	縄	むしろ	タコ	テミ	カケヤ	スコップ	羽口	鎌	斧	鋸	つるはし	くぎ	照明器具	舟	一輪車	チェーンソー	発電機	シート	鉄線	
水防倉庫名																								
第十新田	吉野川左岸	2,000		10						17	19		1		10				5					
松島橋（北詰）	宮川内谷川左岸	1,000				25				12		2		6	5				2					250
橋東（日吉橋東）	宮川内谷川右岸			50		10																		
神ノ木（切原橋東）	宮川内谷川右岸		7							10														
殿宮	泉谷川左岸		20	20																				250
七條（役場）	泉谷川右岸								7	16	4	10	4	7	4				1					
計6棟		3,000	27	80		35			7	55	23	12	5	13	19				8					500

4-2 消防機械配置状況一覧

分団名	定員数	ポンプ		地区
第1分団	20	ポンプ自動車	1台	宮川内谷川谷以北の七條 泉谷川以西の神宅
第2分団	20	ポンプ自動車	1台	泉谷川以東の神宅 宮川内谷川以北の西分
第3分団	20	ポンプ自動車	1台	瀬部・高瀬・北高瀬地区を除く 七條堤南地区
第4分団	20	ポンプ自動車	1台	引野・鍛冶屋原・泉谷地区
第5分団	20	ポンプ自動車	1台	宮川内谷川以南の西分
		小型動力ポンプ付積載車	1台	椎本・七條北高瀬地区
第6分団	20	ポンプ自動車	1台	高磯・上六條・下六條 佐藤塚・第十新田地区

5 医療・防疫に関する資料

5-1 救急病院等一覧

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町 1-10-3	088-631-7151

イ 地域災害拠点病院 (10 箇所)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2 丁目 50 番地の 1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町 2 丁目 34 番地	088-622-5121
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32 番 1	088-683-0011
東部Ⅱ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原 2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷 266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-2	0884-73-1355
西部Ⅰ	町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131

※圏域：保健医療圏

(2) DMA T 指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町 1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2 丁目 50 番地の 1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町 2 丁目 34 番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町 4 丁目 2-2	088-622-7788
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32 番 1	088-683-0011
東部Ⅱ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ 36	0884-44-3131
	阿南中央病院	阿南市宝田町川原 2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷 266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生 1270-30	0883-77-2323

※圏域：保健医療圏

(3) 救急告示医療機関

ア 初期対応を中心とする医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	松永病院	徳島市庄町4丁目63番地1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲1-31	088-625-3535
	橘整形外科	徳島市寺島本町西2-37-1	088-623-2462
	川島病院	徳島市北佐古1番町1番地39号	088-631-7711
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9番地	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1014
東部Ⅱ	小川病院	鳴門市撫養町南浜字東浜716番地	088-686-2322
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
東部Ⅲ	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	0883-36-5151
南部Ⅰ	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2	0885-42-2555
西部Ⅰ	成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
西部Ⅱ	三野田中病院	三好市三野町芝生字萱野1242-6	0883-77-2300
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700

イ 中・重症救急対応医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目45番地2	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地1	088-683-0011
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	088-698-1234
	稲次整形外科病院	板野郡藍住町笠木字西野50番地の1	088-692-5757
	独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄字蔵ノ杓36	0884-44-3131
	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ハウエツ病院	美馬市脇町猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町大字芝生1270-30	0883-77-2323

ウ 救命救急センター等

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域：救急医療圏

5-2 医療救護所の設置場所一覧

地区名	設置場所名	所在地	電話番号	施設内使用箇所	備考
神宅地区	上板中学校	上板町神宅字西金屋 44		保健室	
	神宅小学校	上板町神宅字喜来 135		保健室	
東光地区	東光小学校	上板町西分字東光 8		保健室	
松島地区	上板町保健相談センター	上板町七條字経塚 42		診察室	
	松島小学校	上板町鍛冶屋原字北原 20		保健室	
高志地区	高志小学校	上板町高瀬字天目 1108		保健室	

注) 上記のうち、災害の規模及び発生場所、被害状況等に応じて必要な救護所を設置・開設する。

5-3 特定施設に係る医療機関一覧表

(1) 透析施設

施設名	住所	電話
住友内科病院	徳島市安宅町2-3-5	088-622-1122
沖の洲病院	徳島市城東町1-8-8	088-622-7111
田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
赤沢医院	徳島市川内町沖島68-1	088-665-3091
徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
徳島建生病院	徳島市下助任町4-9-1	088-622-7771
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	088-631-0110
川島透析クリニック	徳島市北佐古一番町6-1	088-634-0200
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
小倉診療所	徳島市蔵本町2-27	088-632-1151
徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-633-7159
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
亀井病院	徳島市八万町寺山231	088-668-1177
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
たまき青空クリニック 応神	徳島市応神町西貞方字仁徳31-1	088-683-3715
鳴門川島クリニック	鳴門市大津町段関西68-5	088-683-0810
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855
小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
岡崎内科循環器科	鳴門市鳴門町高島字中島1-1	088-687-2720
徳島赤十字病院	小松島小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	0885-37-1811
小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211
阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131
阿南川島クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地80-1	0884-44-6556
玉真病院	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
お山のクリニック	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-1030
牟岐診療所	海部郡牟岐町大字中村字山田25-1	0884-72-2856
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
小松泌尿器科	板野郡藍住町東中富字傍示15-1	088-692-1277
矢野医院	板野郡藍住町矢上字西160-102	088-692-4411
中山医院	阿波市吉野町柿原ノ夕原42	088-696-4662
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151

施設名	住所	電話
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	0883-55-0110
三加茂田中病院	東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
三木医院	三好市三野町大字芝生1027	0883-77-3900
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

(2) ペースメーカー施設（体外ペースメーカーキックを実施する施設）

医療機関名	所在地	電話番号
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目	088-631-3111
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555

5-4 難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在

圏域	医療機関	所在地	電話番号	備考
東部 1	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2 丁目 50-1	088-631-3111	協力病院
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32 番	088-683-0011	〃
	徳島市民病院	徳島市北常三島町 2 丁目 34	088-622-5121	〃
	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町 1 丁目 10-3	088-631-7151	〃
	伊月病院	徳島市徳島町 2 丁目 54	088-622-1117	〃
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田 9	088-669-2166	〃
東部 2	国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161	拠点病院
	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	0883-26-2222	協力病院
南部 1	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103	0885-32-2555	〃
	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町大字中庄蔵ノホケ 36	0884-44-3131	〃
南部 2	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村 75-1	0884-72-1166	〃
西部 1	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1	0883-64-3145	〃
西部 2	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131	〃
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生 1270-30	0883-77-2323	〃

5-5 災害廃棄物の仮置き場一覧

地区名	設置場所名	所在地	備考
神宅地区	上板中学校	上板町神宅字西金屋 4 4	グラウンド
	神宅小学校	上板町神宅字喜来 1 3 5	グラウンド
	上板町民体育館跡地	上板町神宅西金星 1 8	
東光地区	東光小学校	上板町西分字東光 8	グラウンド
	さくら保育所	上板町西分字日吉前 2 0 - 1	駐車場
松島地区	松島小学校	上板町鍛冶屋原字北原 2 0	グラウンド
	上板町リサイクルセンター	上板町七條字経塚	資材置場
	老人福祉センター	上板町七條字大池	駐車場
	上板町ファミリースポーツ公園	上板町七條天王 7	
高志地区	高志小学校	上板町高瀬字天目一 1 1 0 8	グラウンド
	旧南保育所	上板町七條字挽木 3 4 - 1	

注) 災害廃棄物の仮置き場の設置に当たっては、上記に示す一定規模以上の町有地を候補地とし、上記のうち、災害の規模及び発生場所、被害状況等に応じて規模、場所を選定する。

6 要配慮者支援対策に関する資料

6-1 上板町避難行動要支援者登録制度実施要綱

上板町避難行動要支援者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者、ひとり暮らし高齢者などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要支援者」とは、次に掲げる者のうち、災害時等における地域での支援（以下「支援」という。）を希望し、支援を受けるために個人情報を提供することに同意したものをいう。

- (1) 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 介護保険認定者のうち、要介護度3以上の者
- (3) 身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (5) 精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (6) 難病患者
- (7) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

(要支援者の登録)

第3条 町長は、次条の規定により、要支援者の登録を行うものとする。

(登録の手続)

第4条 要支援者の登録を希望する者は、災害時避難行動要支援者登録申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により個人情報を自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防署、消防団、警察署等（以下「支援機関」という。）へ提供することに同意した上で町長に申請するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、親族等による代理申請を行うことができる。

(登録台帳の保管)

第5条 登録台帳の原本は町長が保管し、副本は該当要支援者の登録台帳に記載された避難支援者、自主防災組織、民生委員児童委員（以下「避難支援者」という。）がそれぞれ保管する。

- 2 町長は、避難支援者が台帳情報を保護し難いと判断した場合には、台帳を返還させることができる。

(避難支援者による支援)

第6条 避難支援者は、要支援者に対し、台帳を活用して次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等

(避難支援者の義務)

第7条 避難支援者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で台帳を利用してはならない。

- (1) 避難支援者は、台帳に記載された個人情報及び支援活動上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その役割を離れた後も、また、同様とする。
- (2) 避難支援者は、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が関係者以外の者に知られないよう適切に管理しなければならない。
- (3) 避難支援者は、台帳を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(登録事項の変更等)

第8条 要支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接に、又は民生委員を通じて町長に報告するものとする。

2 町長は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを前項の報告により知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要支援者及び避難支援者に連絡するものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報紙等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 避難支援者は、当該制度の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

上板町避難行動要支援者登録申請書

上板町長 殿

私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度への登録を希望します。
 また、私が届け出た下記個人情報を上板町が自主防災組織、避難支援者（情報伝達支援者）、民生委員児童委員、消防署、警察署、その他支援機関に提供することに同意します。

平成 年 月 日

本人氏名 _____ ㊟ 申請者氏名 _____ ㊟ (続柄 _____)

住所				電話	
				携帯	
				FAX	
ふりがな		血液型	性別	生年月日	年 月 日生
氏名		A・B・O・AB	男・女		
災害時に地域の支援を必要とする理由 (該当項目全てに○をつけてください)	<input type="checkbox"/> ①高齢者（75歳以上）のみの世帯		<input type="checkbox"/> ⑤精神障がい者（精神障害者手帳1・2級）		
	<input type="checkbox"/> ②介護保険認定者（要介護3以上）		<input type="checkbox"/> ⑥難病患者		
	<input type="checkbox"/> ③身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> ④知的障がい者（療育手帳A1・A2）		<input type="checkbox"/> ⑦その他各項目に準ずる状態にある人		
等級・区分	身体障がい者手帳（級）		（ 級）		
	療育手帳（障がいの程度）		（ A ）		
	精神保健福祉手帳（級）		（ 級）		
	介護認定者（要介護度）		（ 支1・支2・介1・介2・介3・介4・介5 ）		
特記事項 ※災害時の避難支援を円滑にするため知らせたいこと	例： ・目が不自由 ・車いす使用 ・危険通報指示を察知できない				
かかり付け医療機関		家族構成	人世帯	居住建物の構造	
福祉サービス利用		緊急通報システム	有 ・ 無		普段いる部屋
			()		寝室の位置
緊急時家族等の連絡先	氏名	(続柄)	住所		電話番号
		()			
		()			
その他の支援者	区分	氏名	住所		電話番号

6-2 上板町災害時要援護者支援対策に関する覚書

上板町災害時要援護者避難支援対策に関する覚書

上板町（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間で、災害時における要援護者への避難支援を連携して進めるため、次のとおり覚書を取り交わす。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における要援護者の避難及び救援対策の実施にあたって、甲が乙に名簿を交付し協働を進めていくために必要な事項を定める。

（事業の概要）

第2条 前条でいう、災害時における要援護者の避難及び救援対策とは、甲と乙が連携し、災害の発生が予想されるとき及び災害発生時の要援護の支援活動を指し、概ね次に定めるとおりとする。

- (1) 甲は乙に対し、上板町避難行動要支援者登録申請書の登録に同意した者の情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は災害の発生が予想されるときは、または災害発生時に、自助を確保した上で、対応可能な範囲で要援護者の安否確認、情報伝達、救出救護、避難誘導などの活動を行うこと。
- (3) 甲は乙に対し、必要な助言を行うこと。

（個人情報保護）

第3条 乙は提供を受けた名簿について、災害時要援護者避難支援対策以外の目的では利用してはならない。

- 2 乙は名簿に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密事項について、他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。
- 3 乙は名簿を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理し又は処分を行う。
- 4 乙は甲から提供を受けた名簿について、甲の承諾なしに複写、又は複製してはならない。
- 5 乙は情報の更新に際し、名簿の登録から外れた者についての情報を適切に処分する。
- 6 乙は名簿を紛失したときは、速やかに甲へ届け出るものとする。
- 7 乙は災害時要援護者避難支援活動に従事する者に対し、個人情報の管理等について正しく理解するための機会を設け、周知徹底を図る。

(有効期間および更新)

第4条 この覚書に関する有効期間については、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。この期間において代表の役割を退いた場合は、乙は甲に速やかに報告し、後任の者は新たに覚書を締結することとする。

(その他)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議を行い、解決に努力する。

年 月 日

甲 上板町七條字経塚 42 番地
上板町長

乙 上板町
代表者

6-3 要配慮者利用施設一覧

1 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

NO	施設種別	施設名称	住所	関連河川
1	医療	藍里病院	板野郡上板町佐藤塚字東 288 番地 3	吉野川
2	学校	東光小学校	上板町西分字東光 8 番地	吉野川、宮川内谷川
3	学校	東光幼稚園	上板町西分字東光 8 番地	吉野川、宮川内谷川
4	学校	高志小学校	上板町高瀬字天目一 1108 番地	吉野川
5	学校	高志幼稚園	上板町高瀬字天目一 1108 番地	吉野川
6	社会福祉	地域活動支援センターことじ	上板町佐藤塚字東 179-1	吉野川
7	社会福祉	指定障害福祉サービス事業所すくも	上板町佐藤塚字東 288 番地 3	吉野川、宮川内谷川
8	社会福祉	指定障害福祉サービス事業所すくも (生活介護)	上板町佐藤塚字東 177 番地 5	吉野川、宮川内谷川
9	社会福祉	グループホーム団らん	上板町椎本字椎ノ宮 234 番地	吉野川、宮川内谷川
10	社会福祉	あーるほーむ	上板町椎本字椎ノ宮 240 番地 2	吉野川、宮川内谷川
11	社会福祉	niyary.	上板町七條字元原 23 番地	吉野川、宮川内谷川
12	社会福祉	老人保健施設 健祥会ハート	上板町下六條字中西 50 番地 1	吉野川、宮川内谷川
13	社会福祉	高志学童保育あゆっこクラブ	上板町高瀬字天目一 1113 番地 1 高志学童保育施設	吉野川
14	社会福祉	東光学童保育ゆめっこクラブ	上板町西分字東光 19 番地 2 東光学童保育施設	吉野川、宮川内谷川
15	社会福祉	さくら保育所	上板町西分字日吉前 20 番地 1	吉野川、宮川内谷川
16	社会福祉	特別養護老人ホーム上板あおば苑	上板町西分字橋西 1 番地 10	吉野川、宮川内谷川
17	社会福祉	ショートステイあおば苑	上板町西分字橋西 1 番地 10	吉野川、宮川内谷川
18	社会福祉	デイサービスセンターあおば苑	上板町西分字橋西 1 番地 10	吉野川、宮川内谷川
19	社会福祉	上板町社会福祉協議会デイサービス センター	上板町西分字橋西 1 番地 11	吉野川、宮川内谷川
20	社会福祉	しょうずい指定共同生活援助事業所 「かみいた 1」	上板町西分字馬道南 2 番地 15	吉野川、宮川内谷川
21	社会福祉	しあわせの郷 華	上板町西分字山下 11 番地 3	吉野川
22	社会福祉	リハビリ・デイサービスところ	上板町西分字山下 12 番地 3	吉野川
23	社会福祉	SMS いーちネクスト	上板町西分字山下 73 番地 1	吉野川
24	社会福祉	SMS いーちスクール (放課後デイ)	上板町西分字山下 74 番地	吉野川
25	社会福祉	BASE	上板町七條字門田 57 番地 15	吉野川、宮川内谷川
26	社会福祉	SMS いーちステップ	上板町七條字中井手 29 番地 1	吉野川、宮川内谷川
27	社会福祉	障害者就労継続支援 B 型たなごころ 上板	上板町七條字中井手 34 番地 4	吉野川、宮川内谷川
28	社会福祉	グループホーム健祥会ところ	上板町下六條字中西 33 番地 5	吉野川、宮川内谷川

7 避難所に関する資料

7-1 避難場所・避難所一覧

1 指定避難所（指定緊急避難場所）

(1) 拠点避難所

地区	施設名称	所在	電話番号	管理所管課	施設管理者	防災無線の有無	収容可能人数(人)	車椅子乗入	建築年	建築構造	階数	災害への対応力				災害との関係（詳細）								
												洪水・氾濫		土砂災害	地震	洪水・氾濫				土砂災害		地震	液状化	
												中小河川	吉野川			H16年台風第23号浸水実績	地盤からの床高さ(m)	宮川内谷川の想定浸水深(m)	吉野川の想定浸水深(m)	実績	危険箇所等の指定		耐震性	程度
松島	上板町役場	上板町七條字 経塚 42	088-694-3111	上板町 総務課	上板町	有	大会議室：81 和室：27	乗入可	昭和 57 年	非木造	4	○	○	○	○	無	0.4	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
松島	上板町農村環境改善センター	上板町七條字 経塚 42	088-694-6816	上板町 産業課	上板町	有	農業研修室：61 和室：34	乗入可	昭和 59 年	非木造	2	○	○	○	○	無	0.4	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)

(2) 一般的な指定避難所

地区	施設名称	所在	電話番号	管理所管課	施設管理者	防災無線の有無	収容可能人数(人)	車椅子乗入	建築年	建築構造	階数	災害への対応力				災害との関係（詳細）								
												洪水・氾濫		土砂災害	地震	洪水・氾濫				土砂災害		地震	液状化	
												中小河川	吉野川			H16年台風第23号浸水実績	地盤からの床高さ(m)	宮川内谷川の想定浸水深(m)	吉野川の想定浸水深(m)	実績	危険箇所等の指定		耐震性	程度
神宅	神宅小学校(体育館)	上板町神宅字 喜来 135	088-694-2041	教育委員会	上板町	有	196	乗入可	昭和 57 年	非木造	1	○	○	○	○	無	0.6	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
神宅	上板町文化センター	上板町神宅字 青木 10-1	088-694-3020	住民人権課	上板町	有	80	乗入可	平成 29 年	木造	1	○	○	○	○	無	0.5	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
神宅	上板町文化センター 第1分館	上板町西分字 滝ノ宮西 26-1		住民人権課	上板町	有	42	乗入可		非木造	1	○	○	○	○	無	1	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
神宅	上板中学校(体育館)	上板町神宅字 西金屋 44	088-694-2035	教育委員会	上板町	有	341	乗入可	平成 22 年	非木造	1	○	○	○	○	無	0.1	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
東光	東光小学校(体育館)	上板町西分字 東光 8	088-694-2068	教育委員会	上板町	有	171	乗入可	昭和 48 年 昭和 54 年	非木造	1	○	×	○	○	有	0.6	0.5 未満	3~5	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
東光	上板町馬道会館	上板町西分字 原淵 18-2	088-694-4868	住民人権課	上板町	有	133	乗入可	昭和 54 年	非木造	2	二階可(66人)	×	○	○	有	0.6	0.5~1.0	3~5	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
松島	松島小学校(体育館)	上板町鍛冶屋 原字北原 20	088-694-2004	教育委員会	上板町	有	213	乗入可	昭和 48 年	非木造	1	○	○	○	○	無	0.6	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
松島	徳島県立農林水産総合技術支援センター畜産研究課(事務所本館)	上板町泉谷字 砂コウ 1	088-694-2023	畜産研究課	徳島県	有	120	乗入可	昭和 55 年	非木造	2	○	○	○	○	無	1	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)
高志	高志小学校(体育館)	上板町高瀬字 天目-1108	088-694-2815	教育委員会	上板町	有	186	乗入可	昭和 58 年	非木造	1	○	×	○	○	有	0.5・0.6	0.0	3~5	無	無	耐震	液状化危険度が極めて高い	(15<PL)

※徳島県立農林水産総合技術支援センター畜産研究課（事務所本館）は、指定緊急避難場所を兼ねない。

2 福祉避難所

(1) 指定福祉避難所

地区	施設名称	所在	電話番号	管理 所管課	施設 管理者	防災無 線の 有無	収容可 能人数 (人)	車椅子 乗入	建築年	建築 構造	階数	災害への対応力				災害との関係(詳細)								
												洪水・氾濫		土砂 災害	地震	洪水・氾濫				土砂災害		地震	液状化	
												中小 河川	吉野川			H16 年台風 第 23 号 浸水実績	地盤からの床 高さ(m)	宮川内谷 川の想定 浸水深(m)	吉野川 の想定 浸水深(m)	実績	危険箇所 等の指定		耐震性	程度
高志	老人保健施設 健祥会ハート	上板町下六條 字中西 50-1	088-694- 6666	—	健祥会ハート	有	9	乗入可		非木造	4	○	×	○	○	有	0.1	0.0	3~5	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
高志	グループホーム 健祥会こころ	上板町下六條 字中西 33-5	088-678- 6860	—	健祥会ハート	有	4	乗入可		木造	1	○	×	○	○	—	0.1	0.0	3~5	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)

(2) 福祉避難所

地区	施設名称	所在	電話番号	管理 所管課	施設 管理者	防災無 線の 有無	収容可 能人数 (人)	車椅子 乗入	建築年	建築 構造	階数	災害への対応力				災害との関係(詳細)								
												洪水・氾濫		土砂 災害	地震	洪水・氾濫				土砂災害		地震	液状化	
												中小 河川	吉野川			H16 年台風 第 23 号 浸水実績	地盤からの床 高さ(m)	宮川内谷 川の想定 浸水深(m)	吉野川 の想定 浸水深(m)	実績	危険箇所 等の指定		耐震性	程度
松島	老人福祉センタ ー	上板町西分字 橋西 1-11	088-694- 6155	—	老人福祉セ ンター	有	※	乗入可		非木造	1	○	○	○	○	有	0.5	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
松島	障害者支援施設 あおぼの郷	上板町神宅字 西金屋 36-1	088-694- 5777	—	あおぼの郷	有	※	乗入可		非木造	2	○	○	○	○	無	0.7	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
神宅	特別養護老人ホ ーム 上板あお ぼ苑	上板町西分字 橋西 1-10	088-637- 6622	—	上板あおぼ 苑	有	※	乗入可		非木造	4	○	○	○	○	無	0.1	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
高志	社会医療法人あ いざと会 藍里 病院	上板町佐藤塚 字東 288-3	088-694- 5151	—	あいざと会	有	※	乗入可		非木造	3	○	×	○	○	無		0.0	3~5	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)

注1 福祉避難所は要配慮者のための二次的な避難所であり、収容人数は微小であるため、[※] で表記。

注2 災害対策基準法に基づく福祉避難所としては、老人福祉センターを定める。

3 補助避難所

地区	施設名称	所在	電話番号	管理 所管課	施設 管理者	防災無 線の 有無	収容可 能人数 (人)	車椅子 乗入	建築年	建築 構造	階数	災害への対応力				災害との関係（詳細）								
												洪水・氾濫		土砂 災害	地震	洪水・氾濫				土砂災害		地震	液状化	
												中小 河川	吉野川			H16 年台風 第 23 号 浸水実績	地盤からの床 高さ(m)	宮川内谷 川の想定 浸水深(m)	吉野川 の想定 浸水深(m)	実績	危険箇所 等の指定		耐震性	程度
神宅	神宅幼稚園	上板町神宅字 喜来 135	088-694- 5016	教育委員会	上板町	有	127	乗入可	昭和 55 年	非木造	1	○	○	○	○	無	0.4	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
神宅	さくら保育所	上板町西分字 日吉前 20-1	088-694- 8180	さくら保育 所	上板町	有	200	乗入可	平成 14 年	非木造	1	○	×	○	○	無	0.1	0.0	0.5~3	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
神宅	上板町東老人集 会所	上板町神宅字 北屋敷 32-2	-	上板町 福祉保健課	上板町	有	118	乗入可	平成 13 年	非木造	2	○	○	○	○	無	0.1	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
神宅	上板町神宅学童 保育施設	上板町神宅字 喜来 95 番地 3		上板町 福祉保健課	上板町	有	59	乗入可	平成 26 年	木造	1	○	○	○	○	無	0.5	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
東光	東光幼稚園	上板町西分字 東光 8	088-694- 5018	教育委員会	上板町	有	81	乗入可	昭和 61 年	非木造	1	○	×	○	○	有	0.4	0.5 未満	3~5	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
東光	上板町西分老人 集会所	上板町西分字 西ツメノ 24	-	上板町 福祉保健課	上板町	有	168	乗入可	平成 15 年	木造	1	×	×	○	○	有	0.5	0.5~1.0	3~5	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
東光	上板町東光学童 保育施設	上板町西分字 東光 19 番地 2		上板町 福祉保健課	上板町	有	57	乗入可	平成 26 年	木造	1	○	×	○	○	無	0.5	0.5 未満	3~5	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
松島	松島幼稚園	上板町鍛冶屋 原字北原 20	088-694- 5015	教育委員会	上板町	有	123	乗入可	昭和 57 年	非木造	1	○	○	○	○	無	0.5	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
松島	上板町技の館	上板町泉谷字 原東 32-4	088-637- 6555	上板町 産業課	上板町	有	200	乗入可	平成 9 年	非木造	2	○	○	○	○	無	0.2	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 はかなり低い	(PL=0)
松島	上板町西老人集 会所	上板町引野字 東原 49-1	-	上板町 福祉保健課	上板町	有	130	乗入可	平成 12 年	木造	1	○	○	○	○	無	0.4	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
松島	上板町松島学童 保育施設	上板町鍛冶屋 原字北原 20 番 地 2		上板町 福祉保健課	上板町	有	57	乗入可	平成 26 年	木造	1	○	○	○	○	無	0.5	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
松島	松島小学校（多 目的ホール）	上板町鍛冶屋 原字北原 20		教育委員会	上板町	無	63	乗入可	平成 18 年	非木造	1	○	○	○	○	無	0.5	0.0	0.0	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
高志	高志幼稚園	上板町高瀬字 天目-1108	088-694- 5017	教育委員会	上板町	有	78	乗入可	昭和 60 年	非木造	1	○	×	○	○	有	0.3	0.0	5~10	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
高志	上板町南老人集 会所	上板町高瀬字 宮ノ本 250-1	-	福祉保健課	上板町	有	195	乗入可	平成 14 年	非木造	1	○	×	○	○	有	0.55	0.0	5~10	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
高志	上板町高志学童 保育施設	上板町高瀬字 天目一 1113 番 地 1		上板町 福祉保健課	上板町	有	57	乗入可	平成 26 年	木造	1	○	×	○	○	有	0.5	0.0	5~10	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)

4 指定緊急避難場所

地区	施設名称	所在	電話番号	管理 所管課	施設 管理者	防災無 線の 有無	収容可 能人数 (人)	車椅子 乗入	建築年	建築 構造	階数	災害への対応力				災害との関係（詳細）								
												洪水・氾濫		土砂 災害	地震	洪水・氾濫				土砂災害		地震	液状化	
												中小 河川	吉野川			H16 年台風 第 23 号 浸水実績	地盤からの床 高さ(m)	宮川内谷 川の想定 浸水深(m)	吉野川 の想定 浸水深(m)	実績	危険箇所 等の指定		耐震性	程度
松島	上板町ファミリ ースポーツ公園	上板町七條字 天王 7 番地			上板町							○	×	○	○	無	0.4	0.0	0.5~3	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
高志	老人保健施設 健祥会ハート	上板町下六條 字中西 50-1	088-694- 6666	-	健祥会ハ ート	有	※	乗入可		非木造	4	○	×	○	○	有	0.1	0.0	3~5	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)
高志	社会医療法人あ いざと会 藍里 病院	上板町佐藤塚 字東 288-3	088-694- 5151	-	あいざと 会	有	※	乗入可		非木造	3	○	×	○	○	無		0.0	3~5	無	無	耐震	液状化危険度 が極めて高い	(15<PL)

避難者名簿（上板町）

避難施設名

年 月 日

番号	氏名	住所	支部	電話番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

8 交通に関する資料

8-1 交通途絶予想箇所

平成 27 年 1 月 1 日現在

路線名	予想される事態	同左区域	延長 km	迂回路	備考
主 石井引田線	山腹崩壊	上板町泉谷 ~ アーチ堰堤	3.0		

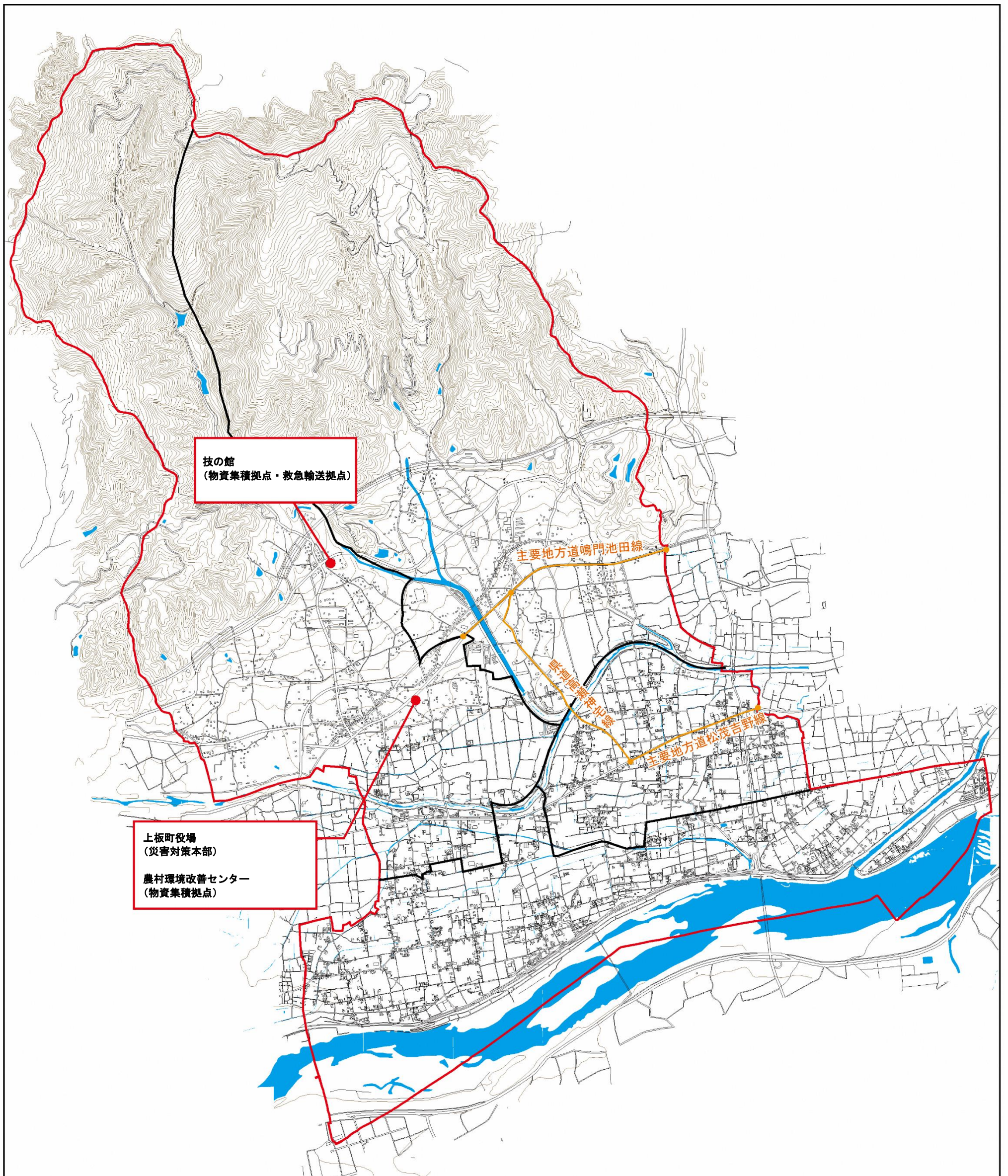
8-2 荷重制限橋梁の状況（橋長 15m以上）

平成 29 年 4 月 1 日現在

橋梁名	路線名	箇所	橋 長 m	有効幅員 m	荷重制限 t
泉谷橋	主 鳴門池田線	上板町神宅	49	4.8	12

8-3 優先的に県に啓開を要請する輸送路（重要区間）

路線名	重要区間
主要地方道松茂吉野線	板野町界 ～ 県道高瀬神宅線交差点
主要地方道鳴門池田線	板野町界 ～ 町道 302 号線交差点
県道高瀬神宅線	主要地方道鳴門池田線交差点 ～ 主要地方道松茂吉野線交差点



9 自衛隊に関する資料

9-1 災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧

名 称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場 所との 重複
上板中学校グラウンド	上板町神宅 西金屋 44	上板町教育委員会	088-694-3111	小	
上板町ファミリー スポーツ公園	上板町七條天王 7	上板町教育委員会	088-694-3111	小	

10 広域応援等に関する資料

10-1 災害時における協定一覧

令和6年2月1日時点

協 定 名		協定の相手方	協定の内容	締結年月日
1	災害・事故等時の医療救護に関する協定	板野郡医師会長	災害時における医療救護活動について	平成17年11月1日 再契約 平成25年3月15日
2	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コ・コーポレーション株式会社	大規模災害時の自動販売機（飲料水等）の提供	平成19年5月1日
3	徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定	東部地域市町村	相互に協力して被災した協定市町村に対し、物資、労力等の応援	平成19年8月10日
4	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	上板町災害ボランティア建設協会	大規模災害発生時の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の支援	平成19年10月26日
5	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	川友グループ	大規模災害発生時の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の支援	平成20年5月14日
6	大規模災害発生時における食料・生活必需品の確保に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社	大規模災害発生時の食料・及び生活必需品の供給等の支援	平成23年7月1日
7	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	鴨島電気工事協同組合	災害発生時に上板町の管理する公共施設等の電気設備等の復旧に関する支援	平成23年8月8日
8	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局	大規模災害発生時の情報提供や情報連絡員の派遣等の支援	平成23年10月26日
9	板野郡5町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定書	板野郡、鳴門市	災害応急措置及び被災市町の業務の継続等に必要な職員の派遣・食料、飲料水及び生活必需品の提供など	平成25年1月30日
10	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社 四国電力送配電株式会社	大規模災害時の停電等が発生した場合の電力設備の復旧	平成25年3月15日 令和2年2月19日分 社化に伴う覚書
11	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	徳島県	県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めたもの	平成25年4月5日
12	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般財団法人徳島県LPガス協会板野地区会	大規模災害時における応急生活物資（LPガス及び容器等）の優先供給	平成25年9月10日
13	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	鳥取県町村会	大規模災害時の応援協定	平成25年6月6日
14	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人徳島県心身障害者福祉会	避難施設として社会福祉施設等の使用の協力	平成23年7月1日
15	同上	社会福祉法人上板町社会福祉協議会	同上	平成23年7月1日
16	同上	社会福祉法人健祥会	同上	平成23年7月1日

協定名	協定の相手方	協定の内容	締結年月日	
17	災害発生時における板野郡上板町と上板郵便局の協力に関する協定	上板郵便局長	災害発生時における相互協力に関する協定	平成27年6月25日
18	徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書	徳島県	徳島県総合情報通信ネットワークシステムの設置及び維持管理について	平成28年4月1日
19	特定接種の接種体制に関する覚書	上板町医師会	新型インフルエンザ等対策に関する協定	平成28年12月15日
20	災害時に等における施設利用の協力に関する協定	株式会社ハッピー	災害発生時における指定緊急避難場所として施設を利用する協定	平成29年7月7日
21	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	社会福祉法人健祥会	災害時における指定緊急避難場所として使用に関する協定書	平成29年7月7日
22	災害時における福祉避難所及び指定緊急避難場所の設置運営に関する協定書	社会医療法人あいざと会	災害時における避難施設として使用協力に関する協定	平成29年7月7日
23	災害時における物資供給等に関する協定	八坂クラブ	大規模災害時における物資供給に関する協定	平成29年9月9日
24	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	大規模災害時における物資供給に関する協定	平成29年5月24日
25	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	NTT西日本	災害時の特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年9月27日
26	災害時における物資供給に関する協定書	生活協同組合とくしま生協	災害時における食料等、生活必需品の供給に関する協定	平成29年12月18日
27	災害時備蓄医薬品等使用委託契約書	上板町医師会	災害時における医療救護活動時における院内薬品の使用に関する協定	平成29年12月19日
28	大規模災害時における食料物資の供給に関する協定書	株式会社メフォス	大規模災害時における食料物資の供給	平成30年5月16日
29	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図る	令和元年8月1日
30	災害時における飲料水等供給に関する協定	光食品株式会社	災害時における飲料水等の供給	令和元年12月26日
31	災害時における消防用水の供給に関する協定書	阿讃開発株式会社	災害時における消防用水の供給	令和2年1月21日
32	災害等におけるエタノール製品等の供給に関する協定書	日新酒類株式会社	災害等における感染症予防のために必要な防疫用エタノール製品等の供給	令和2年6月1日
33	広告付き防災標識看板に関する協定書	株式会社アクセル徳島株式会社井内	大規模自然災害発生時の迅速かつ的確な避難行動及び町民の防災意識の向上を図るため防災標識看板を設置する	令和2年7月15日
34	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、行政機能の低下を軽減させる	令和2年7月16日
35	災害時における避難所としての施設利用に関する協定書	徳島県	災害時における避難所としての施設利用（畜産研究課事務所棟）	令和2年11月16日

協 定 名		協定の相手方	協定の内容	締結年月日
36	災害時における量の供給等の協力に関する協定	「5 日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会四国地区委員長	災害時における量の供給	令和 3 年 2 月 12 日
37	災害時における施設利用に関する協定書	阿讃開発株式会社	災害時に一時避難場所又は避難所等として施設を利用する協定	令和 3 年 4 月 9 日
38	消防水利利用に関する覚書	中国四国農政局四国東部農地防災事務所	分土工施設を防火用水として緊急使用する協定	令和 3 年 5 月 27 日
39	災害時における協力に関する協定書	民宿寿	災害時等に避難者等の受け入れ等の協力に関する協定	令和 3 年 6 月 10 日
40	災害時における協力に関する協定書	安楽寺	災害時等に避難者等の受け入れ等の協力に関する協定	令和 3 年 6 月 22 日
41	災害時における物資提供等の協力に関する協定書	王子コンテナ株式会社徳島工場	段ボールベッド等の段ボール製品の物資供給に関する協定	令和 3 年 7 月 9 日
42	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	ジェムカ株式会社	災害により発生した廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関する協力の協定	令和 4 年 1 月 21 日
43	災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書	一般社団法人徳島県産業資源循環協会	災害により発生した廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等の実施に関する協定	令和 4 年 1 月 21 日
44	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	喜多機械産業株式会社	災害時において保有するレンタル機材の提供に関する協定	令和 4 年 5 月 20 日
45	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	災害時において支援物資の受入及び配送に必要な人員・機材等の提供に関する協定	令和 4 年 5 月 30 日
46	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	令和上板建設業協会	大規模災害時において、保有する資材、機材、作業員、技術者等の出動による支援活動及び被災状況等の情報の提供	令和 4 年 8 月 1 日
47	災害時における施設利用に関する協定書	日本酪農協同株式会社徳島工場	災害時に施設の一部を避難所等として利用する協定	令和 5 年 11 月 2 日
48	災害時における物資供給に関する協定書	日本酪農協同株式会社徳島工場	災害時に調達可能な物資の供給に関する協定	令和 5 年 11 月 2 日

11 災害救助に関する資料

11-1 災害救助法の適用基準

上板町

人口数（人）	適用世帯数（世帯）	
令和2年10月1日 （国勢調査）	①被害世帯数	②被害世帯数
11,384	40	20

（備考）被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

11-2 令和5年度災害救助基準

令和5年10月17日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり、6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供給終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 規模 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	主食、副食及び燃料等の経費 1人1日当たり1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	災害のため飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失、若しくは毀損等により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1 人増すごと に加算
		全壊 全焼 流失	夏 19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬 31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
	半壊 半焼	夏 6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	
	床上浸水	冬 10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事室及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たりの限度額 ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生日から 1ヵ月以内					
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。				
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生日から 10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。				
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推	当該地域における通常の実費	災害発生日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生日後3日を経過したものは一応死亡した者と				

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
	定される者			推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 （一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,500円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害において、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算出した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。